

令和7年（2025年）度の個人市民税・県民税・森林環境税について

令和7年度個人市民税・県民税から適用される主な税制改正

1. 住宅ローン控除の拡充

1. 子育て世帯（19歳未満の扶養親族を有する者）、若者夫婦世帯（いずれかが40歳未満）については借入限度額が次表のとおり（令和6年中に入居する場合）

※上記以外の世帯については控除対象借入限度額が引き下げ

2. 省エネ基準への適合が必須条件に→**省エネ基準適合住宅以外は控除対象外**

3. 新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和（合計所得金額が1,000万円以下に限る）する措置について、建築確認の期限が令和6年12月31日までに延長

＜住宅区分ごとの住宅ローン借入限度額と控除期間＞					
住宅の区分 (新築住宅・買取再販住宅)		長期優良住宅・ 低炭素住宅	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅	その他の住宅
借入 限度 額	子育て世帯 若者夫婦世帯	5,000万円	4,500万円	4,000万円	0円※
	上記以外	4,500万円	3,500万円	3,000万円	0円※
控除 期間	全ての世帯	13年			—※

※令和5年中に建築確認を受けている場合、または令和6年6月30日までに建築された場合は借入限度額2,000万円、控除期間は10年となります。

2. 確定申告書等の控えの收受日付印の押なつ廃止について

国税に関する手続等の見直しの一環として、令和7年1月から、確定申告書等の控えに收受日付印の押なつが廃止になります。それに伴い、市民税・県民税等への確定申告書等の内容反映をお急ぎの方の受付の際には、確定申告等でご提出された添付資料についても確認が必要となりますので、確定申告書等の控え及び添付資料の写し等をご用意ください。

3. 控除対象配偶者を除く同一生計配偶者に係る個人市民税・県民税の特別控除（定額減税）について

【対象者】

令和7年度個人市民税・県民税に係る合計所得金額が1,000万円を超え1,805万円以下の納税義務者のうち、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く）を有する者

上記対象者について、令和7年度の個人市民税・県民税の所得割の額から1万円を控除します。

よくある質問

Q1 前年と所得がほとんど変わらないのに、今年度の税額が昨年度と比べ違うのはどうしてですか？

A 個人市民税・県民税は、所得金額のみで決まるのではなく、所得控除（社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除等）も考慮することから、金額が変わることがあります。特に昨年（令和6年）度に定額減税が実施された方については、定額減税の実施されない今年度の税額は、昨年度と異なった金額となります。

Q2 今年に入ってから市外に引っ越ししましたが、今年度の個人市民税・県民税・森林環境税は引っ越し先で課税されるのではないのですか？

A 個人市民税・県民税・森林環境税は、1月1日現在の住所地である市区町村で課税されることになっています。したがって、今年の1月1日現在の住所地が本市の場合は、今年度分すべてを本市に納税していただくことになります。

Q3 昨年会社を退職し、現在無職なのに今年度の納税通知書が送られてきました。どうしてですか？

A 個人市民税・県民税・森林環境税は、前年の1月1日から12月31日までの所得に対し、今年度に課税される仕組みになっています。そのため、現在無職の人でも前年に一定の所得があれば課税されることとなります。この度の納税通知書は、前年中の給与所得の金額を基に、今年度の個人市民税・県民税・森林環境税が課税された旨を通知するものです。

Q4 昨年、所得税及び特別復興所得税は非課税なのに、今年度の納税通知書が送られてきたのはどうしてですか？

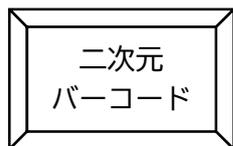
A 例えば、所得税及び特別復興所得税の場合、控除額が所得金額を上回っていれば非課税になりますが、個人市民税・県民税・森林環境税の場合、控除額が所得金額を上回ったとしても前年に一定の所得があれば、課税されることとなります。

Q5 私は、令和6年中にパート収入がありました。

- 1 私自身に個人市民税・県民税・森林環境税はかかりますか？
- 2 私の配偶者は、私を配偶者控除や配偶者特別控除の対象者として申告することができますか？

A 1 本市においては、給与収入金額が年間100万円以下の場合、個人市民税・県民税・森林環境税は課税されません。
2 納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下で、納税義務者と生計を一にする配偶者（他の者の扶養親族・事業専従者に該当する方を除きます。）の給与収入金額が年間103万円以下の場合は配偶者控除を、給与収入金額が年間103万円超201万6千円未満の場合は配偶者特別控除を適用することができます。

特にお問合せの多い、「市民税・県民税・森林環境税の減免（免除）について」や「公的年金からの特別徴収（天引き）」については、通知書裏面（10、14）や本市ホームページにも掲載しておりますのでご参照ください。



二次元
バーコード



<減免制度>
個人市民税・県民税



<免除制度>
森林環境税



<公的年金からの特別徴収（天引き）>

【お問い合わせ先】

尼崎市役所

- ・課税に関することや減免・免除について ⇒市民税課 電話 06-6489-6246~6248
- ・納付が困難な場合などの納税相談 ⇒納税課 電話 06-6489-6274

FAXでのお問い合わせは 06-6489-6875（各課共通） お願いします。

【受付時間】月～金（土・日・祝除く）9時から17時30分